

Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

基本目標3 困難を有する子ども・若者への支援の充実

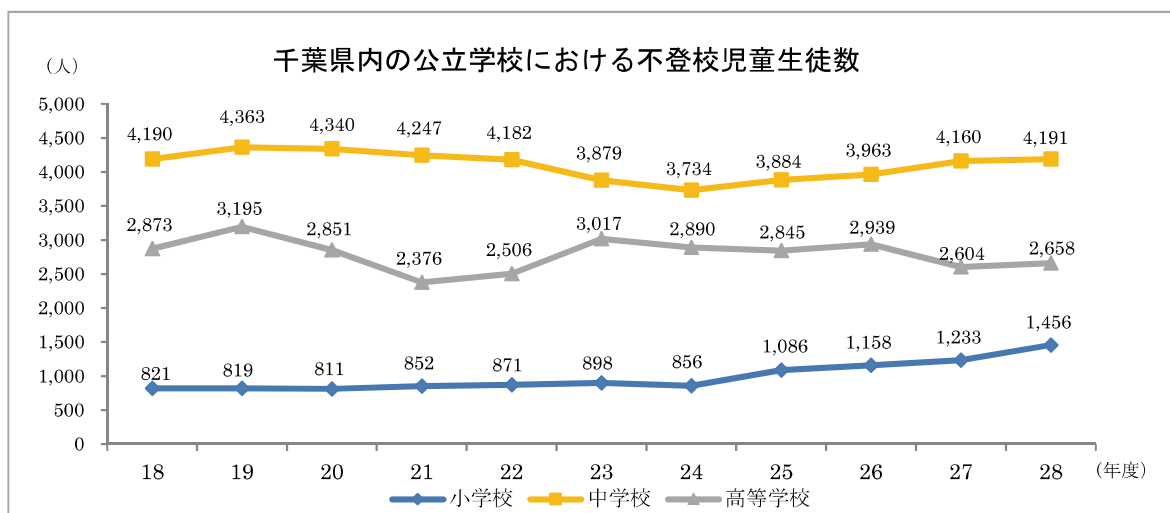
基本方策⑥ 様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実

【現状と課題】

■不登校への対応

平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県公立小学校における不登校児童数は前年度より 223 人増加の 1,456 人、公立中学校における不登校生徒数は前年度より 31 人増加の 4,191 人、公立高等学校の不登校生徒数は前年度より 54 人増加の 2,658 人となっています。

不登校への対応は、欠席日数のみに捉われず、遅刻や早退にも着目し、不登校が危惧された時点で迅速に組織的な計画を立てて支援することが重要です。



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（平成 28 年度）〔県教育委員会〕

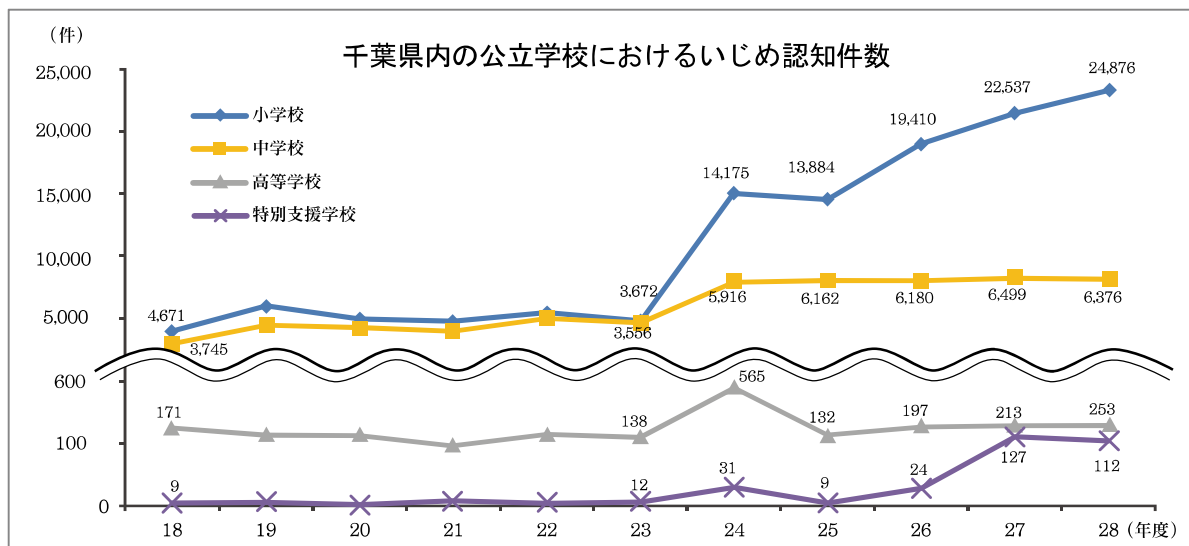
■いじめ防止対策

平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の公立小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめ認知件数は、31,617 件で、前年度より 2,241 件増加しています。

いじめへの対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、学校が家庭・地域・関係機関と連携した取組に加え、子どもの悩みや不安を受け止めて相談にあたる教育相談体制の整備が重要です。

県では、平成 25 年に制定された「いじめ防止対策推進法」を受け、平成 26 年 3 月に「千葉県いじめ防止対策推進条例」を制定し、また、同年 8 月に「千葉県いじ

め防止基本方針」を策定しました。さらに、平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受けて、平成29年11月に「千葉県いじめ防止基本方針」の改定を行いました。いじめ防止に向けてさらなる取組の充実を図ることが必要です。

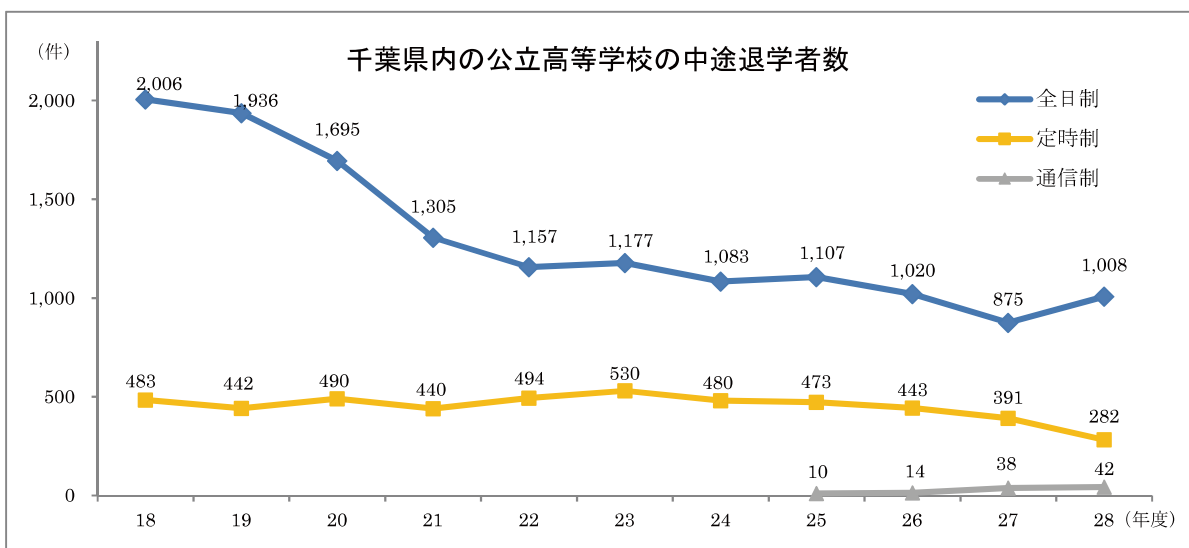


出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（平成28年度）〔県教育委員会〕

■中途退学の未然防止と高校中退者への支援

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の公立高等学校の中途退学者は1,332人で前年度より28人増加しています。

中途退学の理由は学校生活・学業不適応が最も多く、フリーターやニートなどにつながっていくことが懸念されているため、退学者数を減らしていくことや学び直しの取組が求められています。



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（平成28年度）〔県教育委員会〕

■ひきこもりへの対応

平成28年「若者の生活に関する調査」(内閣府)によると、15歳から39歳の若者のうち、広義のひきこもり(ふだんは家にいるが趣味の用事の時だけ外出する者を含む)は全国で約54万人と推計されており、この数値をもとにし、平成28年4月時点での千葉県人口にあてはめると本県におけるひきこもりの若者の数は、約2万7千人と推計されます。

ひきこもりは、長期化するほど、社会復帰が難しいとされており、近年は高年齢化傾向も指摘されており、できるだけ早期に支援につなげる必要があります。

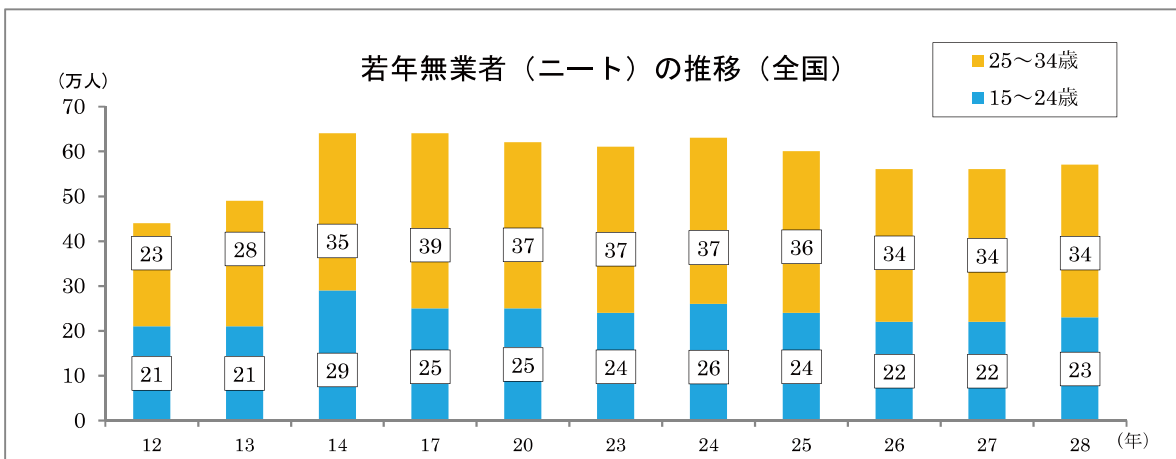
ひきこもりの状態	有効回収率に占める割合(%)	全国の推計数(万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06	準ひきこもり 36.5万人	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	12.1	狭義のひきこもり 17.6万人
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんどでない	0.16	5.5	
計	1.57	広義のひきこもり 54.1万人	

出典：若者の生活に関する調査(平成28年度)〔内閣府〕

■ニートへの対応

平成28年「労働力調査」(総務省)によると、15~34歳の若年無業者数(家事も通学もしていない者)は、平成14年から急増し、ここ数年は減少傾向がみられるものの、人口に占める割合は2.1%となっており、この数値をもとにした本県における若年無業者数は2万8千人と推計されます。

ニート等の若者が充実した職業生活を送り、社会を支える担い手となるよう、支援していくことが求められています。



出典：労働力調査(平成28年度)〔総務省統計局〕

■障害のある子どもへの支援

障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後まで、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関が連携し、地域における療育支援体制の拡充が求められています。

さらに、障害のある子どもや、その家族が身近な地域で支援が受けられるよう、また、家族が問題を抱え込むことがないように、在宅支援機能の強化が必要です。

また、学校教育においては、障害のある子どもが自立し、社会参加するために必要な力を身につけるために、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、障害による学習上や生活上の困難を改善・克服するため、適切な指導や支援を行うことが必要です。

このため、障害のある子どもやその保護者に対する相談・支援体制の充実や、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上を図ってきたところですが、これらの取組を進めるとともに、地域の教育資源の活用や障害特性に応じた様々な指導の改善を図ることが必要です。

■外国人の子どもへの支援

経済・社会のグローバル化に伴い、国境を超えた人の移動が活発化しています。平成28年度「学校基本調査」（文部科学省）によると本県の小学校・中学校・義務教育学校に在籍する外国人児童生徒数は3,920人となっています。

このため、外国人児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、各学校における受入れ体制の整備・充実を図ることが必要です。

また、様々な事情により、不登校・不就学となっている外国人の子ども等に対しては、関係機関や市民活動団体と連携して、日本語や生活習慣、日本文化、マナーなどを学ぶ機会を提供することが必要です。

■性同一性障害等に対する理解促進

性同一性障害等¹⁴であるという理由で差別したり、排除することなく、それぞれの人の生き方を尊重する社会を実現していくことが必要です。

また、性同一性障害等に係る子どもたちについて、学校生活を送る上で特有な支援が必要な場合もあることから、個別事案に応じ、子どもの心情等に配慮したきめ細かい対応を行うことが求められています。

¹⁴ 性同一性障害等：生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないために違和感を感じたり、恋愛・性愛の対象が同性や男女両方に向かうこと。

【主な施策の方向性】

(1) 不登校への対応（学事課、教育庁児童生徒課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ 不登校の子どもや親が専門的な見地から助言を受けることができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 対応に当たっては学校と家庭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を図ります。
- ・ 「不登校対策指導資料集」（平成 29 年度末発行）を活用して、様々な不登校の事例に対して教員の指導力の向上に努めます。
- ・ 長期化等により解消が困難なケースに対応するため、福祉や心理の専門家等を構成員とする「不登校対策支援チーム」による支援を行います。

(2) いじめ防止対策（学事課、教育庁児童生徒課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ いじめ問題に関する教職員研修の実施、いじめ防止啓発カードの作成発行や教職員向けいじめ防止資料集の活用等を通じた、いじめ防止対策の普及啓発に努めます。
- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実に努めます。
- ・ SNSを活用した相談体制の構築について検討するなど、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めます。

(3) 中途退学の未然防止と高校中退者への支援（学事課、雇用労働課、教育庁財務課、教育庁児童生徒課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ 学業不振、学校生活への不適應などが原因で中途退学に発展する例が見られるため、悩みを抱えた生徒が早期に相談できる体制を整えます。
- ・ 高校中退者に対し、就労・学び直しなどの各種支援を行います。

(4) ひきこもりへの対応（障害者福祉推進課）

- ・ ひきこもりに悩む若者自身やその家族の相談窓口である「千葉県ひきこもり地域支援センター」を設置運営し、主に電話による相談に応じます。

- ・ ひきこもり地域支援センターでは、相談内容に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な支援機関につながります。また、希望に応じ、面接・訪問（アウトリーチ）を行います。
- ・ 市町村や関係機関と連携しながら、ひきこもっている本人や家族等の支援に取り組みます。

（５）ニートへの対応（雇用労働課）

- ・ 若年無業者の個々の状況に応じた職業的自立支援を行う拠点である「ちば地域若者サポートステーション」の充実を図ります。
- ・ また、県内各地域若者サポートステーション¹⁵をはじめ、関係機関・団体とのネットワークを整備・活用して、より適した支援を行えるよう、連携を強化します。

（６）障害のある子どもへの支援（障害者福祉推進課、障害福祉事業課、教育庁特別支援教育課）

- ・ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施します。
- ・ 障害のある子どもや、その保護者に対する相談・支援体制を充実させるとともに、障害のある子どもへの支援を実施する事業所や、施設の充実を図ります。
- ・ 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、障害のある子どもに対する早期からの教育相談や連続性のある「多様な学びの場」の整備、及び卒業後の豊かな生活のために、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行います。
- ・ 第2次県立特別支援学校整備計画に基づき、特別支援学校の過密状況に対応して、校舎増築等により計画的に教育環境の整備を図ります。
- ・ 障害のある子どもの学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、教育、福祉や医療、労働関係機関が連携し、支援の充実を図ります。
- ・ 発達障害について、千葉県発達障害者支援センター（C A S）を拠点とする

¹⁵ 地域若者サポートステーション：若者の職業的自立を支援する厚生労働省の事業。地方自治体や地域の若者支援機関と連携した包括的支援の窓口として、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援など、多様な就労支援メニューを提供している。

関係機関等の連携により、発達障害のある人やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

(7) 外国人の子どもへの支援（教育庁学習指導課）

- ・ 外国人の子どもが、就学や学校生活において支障を来たすことがないように、適応指導・日本語指導など学習しやすい環境づくりを図るとともに、相談体制の充実を推進します。

(8) 性同一性障害等に対する理解促進〔新規〕（健康福祉政策課、教育庁児童生徒課）

- ・ 性同一性障害等に対する偏見や差別をなくし、性同一性障害等への理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。
- ・ 性同一性障害等の子どもが、就学や学校生活に支障を来たすことがないように、学校への啓発や教員への研修を図るとともに相談体制の充実を推進します。

Column 4 地域での取組紹介

～ちば南東部地域の若者支援ネットワーク～

「南東部地域若者自立支援ネットワーク協議会」

事務局：ちば南東部地域若者サポートステーション

ちば南東部地域若者サポートステーションは、17市町村からの推薦を受け、厚生労働省から受託し、茂原市役所内に拠点を置き、南東部に事業展開を行っています。

広範囲な地域に地域若者サポートステーション（通称：サポステ）を周知し、困難を抱える若者の掘り起こしを行うことを目的として、協議会を立ち上げました。

関係市町村担当課をはじめ、教育委員会、各地区補導センター、社会福祉協議会、福祉関係、自立支援、警察関係など幅広い機関が、定期的に情報交換を行うことで若者に対し切れ目のない支援を継続的にすることを可能としました。

地域の関係機関から、支援が必要な若者の紹介を数多く受けるようになるとともに、職場体験や職場見学などの話が寄せられ、就労等にも進みやすくなりました。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[不登校・中途退学への対応] 公立高等学校における不登校・中途退学 生徒の割合	不登校 2. 55% 中途退学者 1. 27% (H28)	減少を目指します

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
いじめ防止対策 等推進事業	千葉県いじめ防止基本方針を周知する等の教員研修を実施するとともに、児童生徒・保護者向け啓発資料を作成・配付し、児童生徒、保護者、教職員等に広くいじめに関する周知を図る。 また、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置して、福祉等の関係機関との連携を図る。（教育庁児童生徒課）
訪問相談担当教 員の配置	不登校等児童生徒への家庭訪問を中心とした活動を行う教員を地区不登校等対策拠点校に配置する。訪問相談担当教員は教職員、保護者及び不登校等児童生徒に対する助言・支援を行う。（教育庁児童生徒課）
不登校対策推進 校の指定	不登校対策推進校に、校内支援教室を設置し、実践的な活動を通して、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する支援を行う。 (教育庁児童生徒課)
ちば地域若者サ ポートステーシ ョン事業	若年無業者のうち、職業的自立をはじめとした自身の将来に向けた取り組みへの意欲が認められる、15歳から39歳までの者を対象にして、職業的自立に向けた支援を行う。（雇用労働課）
障害児等療育支 援事業	在宅の障害のある子どもの地域における生活を支えるため、訪問・外来による療育相談・指導、障害のある子どもの通う保育所等の職員の療育技術指導の支援を行う。（障害福祉事業課）
特別支援アドバ イザー事業	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援のあり方について、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園からの要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」を派遣し、教職員等に対して助言・援助を行う。（教育庁特別支援教育課）
外国人児童生徒 等教育に関する 連絡協議会	外国人児童生徒等への教育を円滑に実施するため、適応指導、日本語指導、その他外国人児童生徒に対する教育の充実に向け必要な事項を協議する。（教育庁学習指導課）